

紀の川市創業支援補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内での創業を促進し、市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 創業の日 前号に掲げる開業届に記載の開業の日又は法人設立届書に記載の「事業開始（見込み）年月日」をいう。

(3) 事業所等 サービス、商品等の生産・販売等を目的として設置され、営業時間中は常に有人である建物をいう。

(4) 店頭販売等 事業主又は従業員が、消費者に対し直接商品の販売又はサービスの提供を行う販売形態をいう。

(5) 小売業 統計法（平成19年法律第53条）に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類Ⅰに属する小売業をいう。

(6) サービス業 日本標準産業分類の大分類GからRに属する業種をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、市内で事業を興す者であること。ただし、市長が、特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(2) 市内において補助金の申請年度内に創業し、次条第1項の経費の支払いの完了を予定している者

(3) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

- (4) 商工労働課が配信する情報配信メール等を受信する者
 - (5) 市内に事業所等を設置する者
 - (6) 小売業及びサービス業を興す者にあつては、店頭販売等における売上高が総売上高の100分の30以上を占めること。ただし、事業の内容、社会情勢等により困難である場合については、この限りでない。
 - (7) 創業した後において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号若しくは第2号又は同条第3項第1号若しくは第2号に規定する業種のうち、市長が補助対象業種として適当と認める業種を営んでいる者
 - (8) 創業の日の属する年度の翌年度から起算して3年以上、市内で事業を継続する者
 - (9) 創業の日の属する年度以前3年度以内に紀の川市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を修了したことを商工会が認めた者
 - (10) この告示に基づく補助金の交付を受けていない者
 - (11) 商工会の会員となり、継続的に経営指導を受ける見込みである者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は補助金の交付対象としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を開始する者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を開始する者
 - (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業を開始する者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関係する者
 - (5) その他市長が適正でないと認める者
- （補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、創業に係る経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税額を除くものとし、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている経費は対象外とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（補助事業の実施期間）

第4条の2 補助対象経費は、交付決定日から当該日の属する年度の末日までに支払を完了しなければならない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、紀の川市創業支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び紀の川市創業支援事業計画書（様式第2号）に添付書類を添えて、創業の日までに市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、紀の川市創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は紀の川市創業支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）はその申請事項について変更が生じた場合は、速やかに紀の川市創業支援補助金変更申請書（様式第5号）に申請書の添付書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市創業支援補助金変更承認通知書（様式第6号）又は紀の川市創業支援補助金変更不承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに紀の川市創業支援補助金実績報告書（様式第8号）に添付書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（確定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、紀の川市創業支援補助金確定通知書（様式第9号）により報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに紀の川市創業支援補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）法令又はこの告示に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（財産の管理）

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の

交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(事業状況報告)

第14条 交付決定者は、事業が完了した年度の翌年度から3年間、毎年度の事業計画の実施状況について、紀の川市創業支援補助金事業状況報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助金の予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、当該交付決定者に対し、この告示に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費	内容
店舗等の取得費および借入費	家賃等 ※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。
店舗等改修費	店舗等の改修・修繕に要する経費 ※自身で施工や製作を行う場合の費用（材料費など）を除く。
設備費	業務に必要な機器・備品等 ※車両等汎用性の高いもの・消耗品・自身で施工や製作を行う場合の費用（材料費など）は対象外
広報費	ホームページ・チラシ等の作成費用、新聞・雑誌等への掲載費用等